

道産建築材利用支援事業取扱要領

北海道木材産業協同組合連合会

第1 趣 旨

木造率が依然として低調である中高層・非住宅建築物での道産木材の利用を拡大するため、他の建築物への波及効果が期待される民間の非住宅建築物（以下「建築物」という。）の道産建築材購入費用に対し支援することにより、建築物への道産木材の利用を促進し、地域の林業・木材産業の振興を図るため、次のとおり本事業を実施する。

第2 事業の内容

北海道木材産業協同組合連合会（以下、「道木連」という。）は、道産木材の需喚起を図るため、次の要件を満たす場合、道産建築材購入費用に対し補助する。

1 事業の完了期限等

(1) 事業の完了期限は次のとおりとする。

1 次募集については、令和4年（2022年）12月31日までとする。

2 次募集については、令和5年（2023年）1月31日までとする。

3 次募集については、令和5年（2023年）2月28日までとする。

4 次募集については、令和5年（2023年）3月14日までとする。

なお、「事業の完了」とは、補助対象とする木材を使用した木工事が完成し、申請者が道木連に対し実績報告書を提出することをいう。

(2) 交付の対象とする工事は、令和4年（2022年）4月1日以降に工事に着手し、令和5年（2023年）3月14日までに木工事が完成するものとする。

なお、「工事に着手」とは、工事請負契約を締結した時点を原則とするが、令和4年（2022年）3月31日以前に工事契約を締結している場合であっても、令和4年（2022年）4月1日以降に、使用する道産木材を購入している場合は、道産木材の購入日を工事着手日とすることができる。

2 補助対象者

補助対象者は、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 道産木材を利用した建築物を施工する建築事業者

(2) 道産木材活用宣言を行った建築事業者

3 補助対象建築物

補助対象建築物（道内の非住宅に限る）は、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 建築主が国、道、市町村に該当しない建築物

(2) 新築・改築の施工に必要な木材の30%以上に第2の4で示す木材を利用した建築物。

(3) 内外装工事のみを対象とする場合は、100㎡以上に第2の4で示す木材を利用した建築物。

(4) 道産木材を補助対象とした国費を財源とする補助を受けていない建築物

4 補助対象とする木材

補助対象とする木材は、次の要件に該当する道産木材とする。

(1) 令和4年（2022年）4月1日以降に購入し、1次募集については令和4年（2022年）11月30日まで、2次募集については令和4年（2022年）12月31日まで、3次募集については令和5年（2023年）1月31日まで、4次募集については令和5年（2023年）2月28日までに納入された木材。

(2) 工事で主要構造部（壁、柱、床、梁、屋根又は階段）に利用する木材にあって

は、日本農林規格（JAS）の格付けを受けた乾燥材（含水率 20%以下）

(3)道木連等が実施する合法木材証明制度に基づき原木産地及び合法性が証明された木材・木材製品、または、森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出された木材・木材製品（例：森林管理協議会（FSC）、「緑の循環」認証会議（SGEC）などの認証制度）

5 普及啓発等への協力

補助対象者は、道産木材の需要喚起を図るため、次の内容について承諾し協力すること。

- (1) 建築事業者が応募に際し提出する道産木材活用宣言の道ホームページへの公表
- (2) 非住宅の建築物について、道が作成する普及用資料作成への情報提供及び掲載
- (3) 道が実施する「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録制度を活用し、道産木材を活用した建築物の魅力発信

第3 補助単価及び補助上限額

補助金額は、次の区分毎に、補助対象とする木材の利用量に補助単価を乗じた金額（千円未満切り捨て）の合計とする。

ただし、一棟につき非住宅は 200 万円を上限とする。

1 構造材及び造作材等

区 分	補助単価（1 m ³ 当たり）
日本農林規格（JAS）の格付けを受けた直交集成板（CLT）	107,200円/m ³
・（地独）北海道立総合研究機構林産試験場が開発し、北海道木材産業協同組合連合会が商標登録しているコアドライ木材製品 ・強度等級 E120 以上の集成材	82,200円/m ³
その他の木材	13,200円/m ³

2 内・外装材

区 分	補助単価（1 m ² 当たり）
内・外装材	1,600円/m ²

第4 補助金交付対象の審査

道木連は、事業の採択にあたって、次の項目の内容を数値化して審査を行い、合計得点の上位のものを優先的に採択するものとする。

なお、審査基準や配点について、審査要領を別途定めるものとする。

1 道産木材の利用量

建築物に利用する道産木材の利用量が多い建築物

2 道産木材の利用率

建築物全体の木材利用量に占める道産木材の利用率が高い建築物

3 先進技術の活用

木材加工に関する先進技術を活用した道産木材の構造部材を使用する建築物

4 森林認証材の活用

FSC、SGEC等の森林認証材（道産木材）を使用した建築物

5 道産木材のPR手法

見学会の実施やホームページへの掲載など、道産木材のPR効果が高い建築物

6 道産木材の波及効果

不特定多数の人が自由に見学できるなど、波及効果の高い建築物

- 7 道産木材の展示効果
工事完成後も、道産木材の利用状況がわかる設計となっている建築物
- 8 事業の早期実施
早期に工事が完了する建築物
- 9 「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録制度の活用
工事完成後、登録手続きを行う建築物

第5 補助金交付の申込

- 1 交付を受けようとする者は、「道産建築材利用支援事業に係る補助金交付申込書（別記第1号様式）」（以下、「申込書」という。）に次の関係書類を添付し、道木連に提出するものとする
 - (1) 道産木材活用宣言書（別記第2号様式）
 - (2) 施主の申込同意書（別記第3号様式）
 - (3) 工事契約書等の写し
- 2 交付を受けようとする者は、申込書等の提出後に採択の要件を欠くことになった場合や、事業実施を辞退する場合には、速やかに辞退届（別記第4号様式）を提出するものとする。
- 3 交付を受けようとする者は、工事契約書等の写しについて、申し込みの段階で工事の契約がされていない場合は、契約後速やかに提出するものとする。

第6 交付申込書の審査等

道木連は、第5の1の申込書等の提出があった場合は、書類の内容を審査し、その結果適正と認められる場合には交付対象者を決定し、「道産建築材利用支援事業申し込み結果について（別記第5号様式）」により、申込者に通知するものとする。

第7 補助金交付申請書に添付する書類

交付対象者は、第6の審査の結果、交付対象者の決定が通知された際には、速やかに「道産建築材利用支援補助金交付申請書（別記第6号様式）」に次の関係資料を添付し、道木連に提出するものとする。

- 1 製材等木拾い表（計画）（別記第7号様式その1）、内外装材木拾い表（計画）（別記第7号様式その2）
- 2 建築物の設計や仕様のわかる資料（平面図、立面図等、該当木材の使用部分が確認できるもの）

第8 補助金交付の決定

道木連は、第7の補助金交付申請書等の提出があった場合は、書類の内容を審査し、その結果適正と認められる場合には「道産建築材利用支援事業交付決定書（別記第8号様式）」により、申請者に通知するものとする。

第9 実績報告書に添付する書類

交付対象者は、事業が完了した場合は、速やかに「道産建築材利用支援事業実績報告書（別記第9号様式）」に次の関係資料を添付し、道木連に提出するものとする。

- 1 対象とする木材の納品書（施工する建築物件名を記載すること）
- 2 対象とする木材の産地及び合法性が証明された木材であること、又は認証森林から産出された木材であることが証明できるもの
- 3 交付対象とする木材のうち、主要構造部に利用する木材がJASの格付けを受けた乾燥材（含水率20%以下）であることが証明できるもの
- 4 交付対象とする木材の納品状況が確認できる写真

第 10 実績報告書の審査等

道木連は、第 9 の実績報告書等の提出があった場合は、書類の内容を審査し、必要に応じ現地確認を行い、その結果適正と認められる場合には補助金の交付対象額を決定し、「道産建築材利用支援事業補助金交付決定通知について(別記第 10 号様式)」により交付対象者に通知するものとする。

なお、現地確認を行う際は、交付対象者は協力するものとする。

第 11 補助金の交付

道木連は、補助金の交付を決定した時は、速やかに補助金を交付するものとする。

第 12 事業完了後の報告

交付対象者は、本事業により建設した施設の完成状況について、「道産建築材利用支援事業工事完成状況報告書(別記第 11 号様式)」に次の関係資料を添付し、遅滞なく道木連に提出するものとする。

- 1 交付対象とする木材が利用されている現場写真(地域材等の利用状況が確認できるもの)
- 2 交付申込時に PR 等を行う計画としていたものについては、PR の実施状況がわかるもの
- 3 交付申請時に「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録制度の活用を計画していたものについては、登録届出の写し

附 則 この取扱要領は、令和 2 年 10 月 29 日から施行する。

一部改正	令和 3 年 5 月 1 7 日
一部改正	令和 3 年 7 月 8 日
一部改正	令和 3 年 7 月 3 0 日
一部改正	令和 4 年 5 月 9 日
一部改正	令和 4 年 6 月 9 日
一部改正	令和 4 年 1 0 月 1 1 日
一部改正	令和 4 年 1 1 月 日